

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年九月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年四月十五日

指令川建セ第〇三〇二〇〇号

二 検査済証番号

令和四年九月六日

川建セ第〇四〇〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字中二千八十八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼千八百二十九番地

石井 龍太